

点検報告を必要とする防火対象物

表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となります。

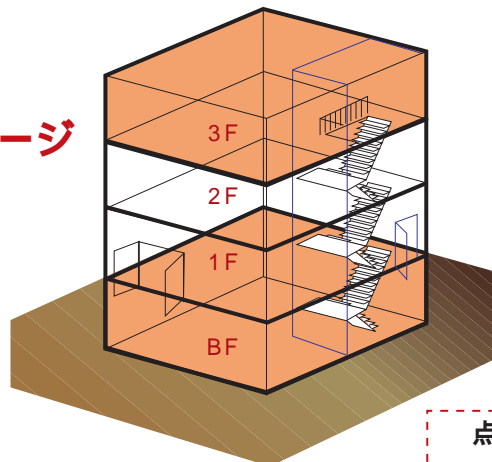
表1

	用 途
1	-1劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	-2公会堂又は集会場
2	-1キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	-2遊技場又はダンスホール
	-3ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗等
3	-1待合、料理店その他これらに類するもの
	-2飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	-1病院、診療所又は助産所
	-2老人福祉施設、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設等
	-3幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が表1の1から7に該当する用途に供されているもの。
9	地下街

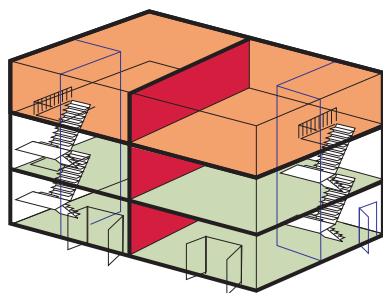
表2

防火対象物 全体の収容人員	30人未満	30人以上 300人未満	300人以上
点検報告義務 の有無	点検報告 の義務は ありません。	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途(表1の1から7に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に存するもの 2. 階段が1つのも(屋外に設けられた階段等であれば免除)	すべて点検報告の 義務があります。

点検報告が必要な 防火対象物のイメージ

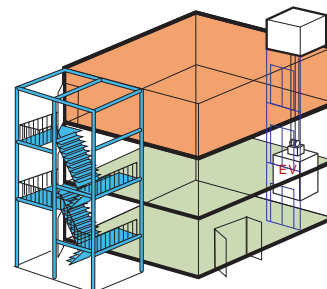


特定用途に供される部分



注1 階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合

点検報告の必要ないもの



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合